

議題) 合併後に指定解除した旧町村の文化財について

指定解除となった旧町村指定文化財の経緯 (令和2年以降)

<令和2年10月30日 文化財審議会>

○これまでの経緯の説明

H17 合併協定書で、「個人所有の動産を除き引き継ぐ」とした

H18 合併後、市指定を審議するため、指定に関する文書、調書を地域事務所に確認したが、一部不足があった(指定理由、対象、保護する内容が不明)

H19 12月審議会で、「個人所有の動産・不動産」「指定理由不明(調書不足)」「県指定と重複」等の文化財を、関市に引き継がないと決定した

→ (1) ここで本来、教育委員会会議にかけて告示すべきだったが、その手続きがされていなかった

→ (2) 合併時に一度引き継いでいるため、所有者に「指定解除通知」を出すべきだったが、任意様式の「不継承通知」を出したのみだった(H20.1.15)

R02.09.25 教育委員会会議 ←(1)の対応

R02.10.20 告示 ←(1)の対応完了

R02.10- 所有者を訪問して解除通知を渡す ←(2)の対応完了
(移転等で所有者・相続者の所在を調べる必要があり、対応中)

○個人所有の文化財について

- ・個人所有の文化財を指定することの課題を検討
- ・不動産については、所有者の同意があれば指定できることとする

<令和3年4月30日 文化財審議会>

○これまでの経緯の説明

R02.10-12 所有者を訪問して解除通知を渡す(所在確認含めて12月までに対応)

R03.02.17 所有者に対して、再指定の意向調査を行う

→ 2月発出の意向調査(38件)に対して、6件の再指定希望の回答

○個人所有の文化財について

- ・動産、不動産ともに、個人所有のものは、所有者の同意書があれば指定対象とする
(同意書:文化財の管理、所有者・保管場所の変更などの手続き、約束ごとなど)

○令和3年度の予定

6件のうち3件の調査を行う

- ・落洞1号古墳 発掘調査開始済、8月まで調査予定
- ・稻荷像、菩薩像(円空仏)